

太平洋クラブの再生案否決に、会員側の大勝利と報告

更生法適用を申し立てた会員有志、守る会活動拠点で
「新・太平洋クラブ創る会」と改称し、第2幕開始と
10月中旬にも会員の意向を汲むスポンサーを絞り込み

9月28日に、(株)太平洋クラブに対する会社更生手続きの適用を東京地裁に申し立てた会員有志は10月3日午後、ボランティア活動の拠点として使用していたという東京都港区内の事務所で会社更生申立に関する会見を開いた。

説明によると、同申立は親会社であり、実質は投資ファンドの太平洋ホールディングス合同会社による、再度の「債権者集会招集申立（議決期限の延長と再投票を意味する）」を阻止して、早期に会員とゴルフ場のグレードを守ってくれるスポンサーを選ぶために行ったとした。

また、3日の債権者集会で太平洋クラブの再生計画案が否決され、「アコーディアNo!」を掲げて活動してきた「太平洋クラブ会員の権利を守る会」としての役目は終了、「新しい太平洋クラブ」を創るための、「新・太平洋クラブ創る会」（関東世話人芥川眞澄代表〓相模コース競技委員長、関西世話人田中穂代表〓六甲・有馬・宝塚コースフェローシップ委員長、事務局〓さくら共同法律事務所、Tel 03・5511・4381）として第2幕をスタートするとした。

同創る会では、早期に(株)太平洋クラブのスポンサー候補

先を絞り込み、もう1つの会員組織である被害者の会とのすりあわせをして、会員としてのスポンサーを一本化し、更生手続きでの有力スポンサーにしたい意向を表明した。

スポンサーとの交渉では、①基本理念は「太平洋クラブのブランド・会員権価値の向上を図り、会員のプレー権を充分に尊重していただくこと」とし、②運営は一般社団法人化や株式化も視野に入れて、会員に開かれた運営をしていただき、クラブライフの向上に努めていただくこと、③理事会、④従業員、⑤クオリティ、⑥会員の権利維持、⑦会員権相場、⑧運転資金の提供、⑨弁済資金の提供、⑩社会貢献——の10項目を満たすことを条件としている。

現在のスポンサー候補としては、すでに名前が出ているリゾートトラストなど上場、未上場等4、5社あるという。

事務局代表の西村國彦弁護士は、「人数でほぼダブルスコアになり会員側の大勝利。南総CCなどの個別ゴルフ場ではなく、グループゴルフ場企業で会員が団結し勝利したのは稀有のケースで、初めてではないか。本件の最大の問題点は上場系トップブランドが5年の長きにわたり、会員や入会希望者をミスリードしてきたことである。親会社の会員と裁判所の怒りを買うような無軌道ぶりは遺憾」と話した。債権額で接戦となったのは、親会社のポンカス債権(桐明元代表が表現)を半額査定と少なく見たことが影響したとみている。

なお、本紙調べでもバブル崩壊後の法的整理申請で、債権者決議で否決された複数ゴルフ場保有企業は初となった。

京都国際CC(京都)預託金償還問題等で再生法申請
負債は会員約2200名の預託金を含め約31億円に
プレー権の確保を前提に「自主再建を目指す」方針

京都国際カントリー倶楽部(18ホール、京都市伏見区醍醐陀羅谷1)を経営する(株)京都国際(住所同、登記面〓京都市西京区、河野周史代表取締役、資本金1500万円)は10月1日、民事再生法の適用を大阪地裁に申請し、同日保全命令を受けた。申請代理人は浦田和栄弁護士(弁護士法人・関西法律特許事務所〓Tel 06・6231・3210)他5名で、監督委員には宮崎裕二弁護士(Tel 06・6363・1678)が選任された。

同社は、昭和28年に河野興業(株)の社名で設立され、当初は飲食店を経営していた。46年に河野観光(株)と社名変更してゴルフ場事業へ進出し、51年に同CCを会員制でオープン。翌52年に現社名となり、飲食店を切り離してゴルフ場経営に専念してきた。

再生法申請は、預託金の償還問題と金融債務の問題を抱えていることから、「この問題を解決して、会員のプレー権を確保するのが目的」と説明している。

会員は約2200名在籍しており、その内の約600名